

# 行政 & 暮らしの情報






電話    ファックス    ホームページ    Eメール  
(各担当課のGはグループの略です)

📶  
**お知らせ**

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金・子育て支援減税手当の給付について

臨時福祉給付金(国制度)

平成26年4月からの消費税引上げに際し、所得の少ない方に与える負担増に対し、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。

**対象** 市民税の均等割が課税されない方(市民税が課税される親族の扶養になつていない方や、生活保護を受けている方などは除く)

子育て世帯臨時特例給付金(国制度)

子育て世帯には、消費の下支えを図るため、子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

**対象** 平成26年1月分の児童手当受給者で平成25年の所得が児童手当の所得制限未満の方(臨時福祉給付金の受給者や、生活保護を受けている方などは除く)

子育て支援減税手当(県制度)

児童の健全育成に影響を及ぼすことのないよう、子育て世帯を支援するため、子育て支援減税手当を支給します。

**対象** 平成26年1月1日に愛知県に居住し、平成26年1月分の児童手当受給者で平成25年の所得が児童手当の所得制限未満の方

これらの申請は、平成26年1月1日に住民登録のある市町村にしてください。申請書の受付開始時期など詳細は、決まり次第お知らせします。

なお、今月より、これらの給付金に対応するため、専属の担当部署を設けました。お問い合わせは、児童課臨時福祉給付金等担当Gへ。

お願い

給付金の支給にあたり、平成25年中の所得や扶養の状況を確認いたします。所得がない場合でも所得申告をしてください。

**問合** 児童課臨時福祉給付金等担当G  
内線22205~22207



斎場ホール



斎場外観

表1

開始時間
午前10時30分
午前11時
午後0時30分
午後1時
午後2時30分
午後3時

火葬時間 表1のとおり

斎場の利用等

斎場が、平成26年4月1日(火)から火葬業務を再開します。

斎場(火葬業務)再開のお知らせ



排煙処理設備

内線22235

**問合** 生活環境課生活衛生G

**助成金の申請**  
平成26年3月31日(月)までに愛知県内の他市町村で火葬をされた方は、火葬料助成金が交付されますので、火葬の日から2カ月以内に申請してください。  
**受付場所** 生活環境課(市役所2階)  
**受付時間** 午前8時30分~午後5時15分(市役所閉庁日は除く)

表2

区分	単位	料金
大人(12歳以上)	亡くなった方が市民の場合	1体 3,000円
	死産児の父、または母が市民の場合	1体 2,000円
死胎	1体	1,000円
胞衣及び産汚物	申請者が市民の場合	1件 1,080円

火葬料金 表2のとおり

※上記に該当しない場合の利用料金は20倍の額となります。

**犬の登録と狂犬病の予防注射**

狂犬病予防法により、生後91日以上  
の犬は登録をし、狂犬病予防注射を受  
けることが義務付けられています。  
登録は生涯に1回、狂犬病予防注射  
は、毎年受けてください。注射へ出向  
けない場合は、お近くの開業獣医で注射  
を受けてください。



**注意事項**

- ・登録済みの方は、送付するハガキの  
問診票欄に必要事項を記入のうえ(記  
載内容に誤りがあれば、朱書き訂正)、  
愛犬手帳と一緒に会場へお持ちくだ  
さい。
- ・当日は、犬を制御できる方が、必ず付  
き添ってください。事故の無いよう、  
安全確保にご協力ください。
- ・会場での犬の糞尿は、必ず飼い主の  
方が処理をしてください。

**費用**

- ・登録犬…1頭につき3400円
- ・未登録犬…1頭につき6400円

**※費用の内訳**

- ・注射料金…2850円
  - ・注射済票交付手数料…550円
  - ・犬登録手数料…3000円
- 消費税の改定により注射料金が変更  
となりました。

問合 生活環境課環境保全G  
内線22533

**平成26年度 犬の登録と狂犬病予防注射日程**

4月	会場	時間
7日(月)	津島商工会議所※	午後1時30分～3時
8日(火)	神島田公民館	
9日(水)	葉刈スポーツの家	
10日(木)	中央公民館	午後1時30分～2時
11日(金)	ばいばら憩の家 百町集会所	
14日(月)	神守支所	午後1時30分～3時

※今年度は市役所が耐震工事中のため、商工会議所へ変更  
となりますのでご注意ください。

**計量器の定期検査**

計量器(はかり)を取引、証明などに  
使用する場合は、2年に1回の定期検  
査を受けなければなりません。  
受検を怠って取引、証明などに使用す  
ると計量法違反となり、処罰されるこ  
とがありますので、必ず検査を受けてく  
ださい。

**検査期間** 4月14日(月)～16日(水)  
**受付時間** 午前10時～正午  
午後1時～3時

午後1時～3時

場所 市役所南側別棟

手数料 有料(計量器により異なる)

その他 計量士(有資格者)が定期検  
査期日以前1年間以内に行った検査  
で、県知事にその旨を届け付けた計量器  
は定期検査が免除されます。

問合 産業振興課商工観光G  
内線22533

**ゴールデンウィークのごみ収集**

4月29日(火)～5月6日(火)は、通常ど  
おり収集します。

※粗大ごみは、粗大ごみ受付センター  
☎31-3284へお尋ねください。

**留意事項**

津島市家庭ごみ&資源の分け方と出  
し方を参考に、間違いのないように出  
してください。

問合 清掃事務所 ☎26-4228

**食まるクイズ～糖尿病編～⑫**



ステーキとそばと、  
その後の食後はど  
ちらの血糖値があ  
る?

答えは下にあります。

**使用済小型家電の回収にご協力  
ください**

使用済小型家電には、レアメタルなど  
の貴重な資源が含まれています。これら  
は、「不燃ごみ」の処理施設では破碎処  
理により「鉄」・「アルミニウム」しか資源化で  
きません。

市では、ごみの減量化・資源化を図る  
ため、使用済み小型家電の回収ボックス  
を設置しました。回収のご協力をお願  
いします。

**回収品目** 携帯電話・スマートフォン、  
電話機、携帯ラジオ、デジタルカメラ、  
ビデオカメラ、ポータブルDVDプレー  
ヤー、携帯音楽プレーヤー、iCレ  
コーダー、USBメモリ、電子辞書、  
ゲーム機、ポータブルカーナビ、ドラ  
イヤ、電気カミソリ、各種機器のリ  
モコンやACアダプター等

**注意事項**

- ・回収機器は、回収ボックスの投入口未  
満(30cm×30cm未満)が対象となります。  
携帯電話、デジタルカメラなどに記録  
された個人情報、自己責任で消去  
のうえ回収ボックスに投入してくだ  
さい。

**回収ボックス設置場所** 市役所本庁舎  
1階、神守支所、神島田連絡所。

問合 清掃事務所 ☎26-4228

答え：日本そば

日本そばの方が糖質を多く含むため、  
食後の血糖値が上がりやすいです。  
そのため、色んな食品を組み合わせて  
食べるのが大切です。

全国大会出場奨励金事業

対象

①スポーツの全国大会や国際大会に県の代表として出場する選手で、市内在住、在勤、在学、在勤、在学の個人または団体
②各文化部門における全国大会等の予選・選考会を通過し、県の代表として出場する、市内在住、在勤、在学、在勤、在学の個人または団体

申請方法 所定の申請書に必要事項を記入の上、出場する大会の開催要項などの添付が必要です。事前に左記へお問い合わせください。

問合せ

- ①はスポーツ振興G内線222055
②は生涯学習G内線222002

平成26年度固定資産税の課税

平成26年度固定資産税の価格(評価額)を9月31日に決定し、固定資産課税台帳に登録しました。

納税通知書発送日 4月7日(月)

平成26年度固定資産税・都市計画税納期限

- 第1期 4月30日(水)
第2期 7月31日(木)
第3期 1月5日(月)
第4期 3月2日(月)

問合せ 税務課固定資産税G

内線222055~222008

「あいち森と緑ひろ税」について

愛知県では、「山から街まで緑豊かな

愛知」を目指し、森と緑を健全な状態で将来に引き継ぐため、「あいち森と緑づくり事業」を平成21年度から10年計画で実施しています。

この事業の実施にあたり、当面の課税期間を平成21年度から平成25年度までの5年間として、「あいち森と緑づくり税」を導入してまいりました。

この度、県内の森と緑の状況などを踏まえ、この事業を、計画通り後半5年間継続し、「あいち森と緑づくり税」についても、平成30年度までの5年間延長することとなりました。

「あいち森と緑ひろ税」の概要

個人県民税(住民税)の納税義務者の方には、平成21年度分から、均等割に年額500円を、法人県民税の納税義務者の方には、平成21年4月1日以降開始する事業年度分から、均等割の5%(年額1000円~4万円)を、それぞれ加算してご負担いただいています。

問合せ

税制に関すること...西尾張県税事務所

☎0586145131(直通)

森林・里山林に関すること...愛知県農

林水産部森と緑づくり推進室

☎052195416455(直通)

都市の緑に関すること...愛知県建設部

公園緑地課

☎052195416526(直通)

環境学習等に関すること...愛知県環境

部環境政策課

☎052195416210(直通)



保存版

平成26年度津島市税等納付のこよみ

Table with 13 columns (Month 4-3) and 13 rows (Tax items like 納期限, 税目等, 固定資産税, etc.)

※12月(納期限)
固定資産税・都市計画税、国民健康保険税...平成27年1月5日(月)
下水道事業受益者負担金...平成26年12月25日(木)
市営・改良住宅家賃、住宅新築資金等償還金、保育所運営費保護者負担金、介護保険料、後期高齢者医療保険料...平成27年1月5日(月)

平成26年度福祉タクシー利用助成券の交付

市と契約しているタクシー業者を利用する場合、1回につき500円以内を助成します。(年度内24枚まで)

**対象** 身体障害者手帳1〜3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項症

〜第5項症をお持ちの方  
**申込** 手帳・印鑑をご持参のうえ、左記へ。

**問合せ** 福祉課福祉G  
内線2131・2132



国民健康保険(高齢受給者証)の窓口負担について

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。

国の医療制度改革により、平成26年4月以降、新たに70歳になる方から2割負担に見直されることになりました。

**対象** 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

**2割負担となる時期** 70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)から

**注意** 一定の所得がある方は、これまで

国民年金保険料改定・制度改正

平成26年4月分から国民年金保険料の月額が1万5250円(3月分までは1万5040円)に変わります。

**納付方法・保険料額** 下表のとおり

※便利でお得な口座振替をぜひご利用ください。

主な制度改正

平成26年4月から、税と社会保障の一体改革に伴い、制度改正が実施されます。

◎口座振替に限り2年前納が始まります。

◎申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例制度において遡及期間の見直しが行われ、過去2年間をさかのぼって

でござい3割負担となります。  
**問合せ** 保険年金課国民健康保険G  
内線2125〜2129

70歳以上75歳未満の方の窓口負担割合

	平成26年4月診療分の窓口負担割合	平成26年5月診療分からの窓口負担割合
昭和19年4月1日以前生まれの方	1割 (特例措置)	1割 (特例措置)
昭和19年4月2日以降生まれの方	3割	2割
一定の所得がある方	3割	3割

申請できるようになります。  
例 平成26年4月申請の場合

平成24年3月以降の未納期間

◎遺族基礎年金の支給要件が、男女差解消のため、子のある方も対象になります。

学生納付特例制度

在学期間中の保険料を社会人になつてから支払うことができる制度です。

・学生納付特例の承認周期は、毎年4月から翌年3月までで申請は毎年する必要がありません。

・4月前後に更新用のハガキが届いた方は、必要事項を記入のうえ、返送してください。

・対象は、大学、短大、高等学校、高等専門学校、専門学校および各種学校その他の教育施設の一部に在学する20歳以上の学生で、本人の前年の所得が100万円以下の方です。

・納付特例期間は、受給資格期間(最低25年)には算入されますが、年金額には反映されません。

・納付特例期間は、10年間は追納できません。(2年以上経過した分には、加算額についての納付になります)

・前記制度改正により、過去2年間に未納期間がある場合は遡及できません。

※学生でない30歳未満の方には、若年者納付猶予制度が、それ以外の方には、申請免除制度があります。

厚生年金出張相談

平成26年4月より、1日の相談人数が、午前・午後各10人になります。相談

日等の日程については、市ホームページ、市民相談のページで確認してください。

納付方法	1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
現金支払(各月)	15,250円	91,500円	183,000円	
現金支払(前納)		4月30日・10月31日までに各90,760円 各740円割引	4月30日までに179,750円 3,250円割引	
口座振替(前納)	当月末振替15,200円 50円割引	4月30日・10月31日振替各90,460円 各1,040円割引	4月30日振替179,160円 3,840円割引	4月30日振替355,280円 14,800円割引

※6カ月、1年以外でも、ご希望月から翌年3月までの現金前納ができます。  
※月末が休日の場合は、翌営業日が振替日、または納付期限となります。

**問合せ** 保険年金課医療・年金G  
内線2121・2122

※中村年金事務所の電話番号は、「自動音声案内サービス」の開始に伴い、平成26年3月10日より、

☎052-453-7200  
に変更となりました。

介護保険料のご案内

65歳以上の方の津島市の介護保険料額は、所得段階ごとの14段階に定められています。(下表)

4月からは、平成26年度の保険料を算定する基礎となる平成25年中の所得金額が確定していないため、次のとおり仮徴収額を納めていただきます。

なお、年間介護保険料額決定通知(本徴収)は8月にすべての対象の方へ個別でお知らせします。

仮徴収の納付方法

普通徴収の方の場合

仮徴収納入通知書を4月上旬にお送りします。第5期介護保険料(下表)で算定した前年度の年間保険料額の1/12ずつを1~4期(4~7月)で納めていただきます。

4月から新たに特別徴収(年金天引き)開始の方の場合

平成25年度は普通徴収の方で、新たに4月から特別徴収となる方には、特別徴収開始通知書を3月上旬に送らせていただきます。

6月から新たに特別徴収(年金天引き)開始の方の場合

平成25年度は普通徴収の方で、新たに6月から特別徴収となる方は、仮徴収額が前年度の年間保険料額(下表)の1/2になるように納めていただきます。1期・2期(4月・5月)は、1/12ずつを引き続き普通徴収で、6月・8月は、

2/12ずつを年金から天引きします。対象の方には、4月上旬に通知書を送ります。

特別徴収(年金天引き)の方の場合

既に年金から天引きされている方は平成26年2月に天引きされた金額を引続き4月・6月・8月の年金から天引きします。

《口座振替のご利用を》

普通徴収の方は、口座振替を利用されると便利です。振替依頼書は、郵便局、金融機関の窓口で用意されています。通帳、通帳印をご持参のうえ、手続きをお願いします。

皆さんには、ご負担をお願いすることになりませんが、介護保険は社会全体で介護の負担を支え合う制度です。誰もが安心してサービスを受けられるようご理解いただき、保険料の納付にご協力くださいますようお願いいたします。

介護保険料を納めない

通常、介護サービスを利用すると、利用料として1割を自己負担し、残りの9割は市からサービス事業者に支払われます。保険料を納める被保険者間の負担の公平を確保するため、保険料の滞納がある場合は、要介護者等になっても滞納期間に応じて、保険給付が制限されます。

保険料を1年以上滞納した場合

市は、居宅サービス事業者や介護保

険施設等への代理受領(事業者や施設が9割分を立て替えること)による保険給付の支払いを行わず、償還払い(利用料の全額を本人が支払い、後から9割分を返還すること)に支払方法が変わります。

**保険料を1年6カ月以上滞納した場合**  
償還払いの保険給付の支払いの全部または一部を一時差し止めます。それでも保険料を納付されないときは、差し止められている保険給付額から滞納

保険料を控除します。  
**保険料を2年以上滞納した場合**  
滞納期間に応じて、給付割合が9割から7割に引き下げられます。また、1カ月に支払った利用者負担額が一定の上限額を超えた場合に超過分が払い戻される高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

問合せ 高齢介護課介護保険G  
内線2141~2144

第5期介護保険料(平成24年度から26年度まで)

所得段階	計算内容	年額
第1段階	生活保護を受けている方 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	24,860円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	31,080円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	35,430円
第4段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	37,300円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	43,510円
第6段階【基準額】	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第5段階に該当しない方	62,170円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	74,600円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	80,820円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上350万円未満の方	99,470円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	115,010円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上650万円未満の方	133,660円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が650万円以上800万円未満の方	136,770円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	139,880円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	142,990円

### 平成26年度版生涯学習ガイド発刊

日時 平成26年度に行われる講座・教室・

イベント情報、市内で活動するクラブ・

同好会・公共施設等の利用情報

発刊日 4月下旬

配布場所 市役所、市内公共施設等

問合せ 社会教育課生涯学習G

内線22282

### 水道水の水質検査計画を策定

安心して水道水を利用していただけるよう、水道水の水質検査を定期的に行っています。

平成26年度に行う水質検査について、採水の場所、検査の項目・頻度などの計画を定めましたので、その内容を上下水道部（市役所4階）及び市ホームページで公表しています。

問合せ 上下水道部工務課工務G

内線24380

### 合併処理浄化槽設置費補助金制度

生活排水による河川の汚れを防止するため、合併処理浄化槽設置費の補助を予算の範囲内で行います。

対象地域

下水道事業認可区域と「コミュニティ・プラント整備区域を除く区域

対象浄化槽

・10人槽以下の住宅用合併処理浄化槽  
・設置工事が、申請時に未着手であり、平成27年3月末日までに工事が完了するもの

### 補助金額

・5人槽 17万7000円

・6～7人槽 20万5000円

・8～10人槽 25万9000円

受付 必要書類の整った方から先着順に行います。設置後の申請はできません。

問合せ 生活環境課環境保全G

内線22322

### 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

再生可能エネルギーの導入促進のため、自ら居住する住宅に太陽光発電システムの設置、または太陽光発電システム一体型住居を新築する個人に対してその設置費の補助を予算の範囲内で行います。

対象設備

・太陽電池の公称最大出力または、パワーコンディショナーの定格出力が10kW未満のもの

・発電した電気をその住宅で消費し、余剰電気を電力会社に売電する設備のあるもの

・その他の要件は、市ホームページに掲載しています。

補助金額

太陽電池モジュール1kW当たり1万5千円、上限は4kW6万円

受付 必要書類の整った方から先着順に行います。設置済または工事を開始している場合は申請できません。

問合せ 生活環境課環境保全G

内線22322

### 春の全国交通安全運動

4月6日(日)～15日(火)

子どもと高齢者を交通事故から守ろう

取組の重点

・自転車の安全利用を進めよう  
・全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう  
・飲酒運転を根絶しよう

この時期は、新入学(園)した元気な子どもたちが、不慣れた環境の中、交通事故に巻き込まれることが心配されます。また、気候が良くなり、高齢者の方が朝夕の散歩などで外出される機会が増えるとともに、歓送迎会や花見のシーズンでもあり飲酒の機会が増えることから、高齢者や飲酒運転による交通事故の発生も心配されます。

新入学児童のいるご家庭では、家族が手本となつて通学路を一緒に歩き、安全な歩き方や横断の仕方、信号の意味、自転車の正しい乗り方など基本的な交通ルールを子どもたちに身につけさせてください。

ドライバ―は子どもや高齢者に特に気を配り、減速・徐行し、後部座席も含めシートベルト・チャイルドシートを着用して、思いやりのある運転に努めましょう。

問合せ 地域安全課交通防犯G

内線23611・23622

### 町内会に加入しましょう

町内会では、住みよい地域づくりや、地域のさまざまな課題を解決するために、環境美化活動、防災、防犯活動、夏祭りなどの活動を行っています。

阪神・淡路大震災、東日本大震災からも、地域社会の力、助け合い支え合う人間関係の大切さを学びました。

困ったときに頼りになるのは、ご近所であり、町内会です。こうした人間関係を口頭から自分の周りにたくさん持っていることが、いざというときの大きな力になるのです。



また、津島市では、町内会を通じて、広報紙の配付や回覧通知などの市政情報をお知らせしているほか、ごみステーションの維持管理を行っています。

町内会と行政による「協働」のまちづくりを進めています。

### 町内会への加入について

自分がどの町内会になるのか分からない、お住まいの町内の代表者が誰かわからないなどは、左記へお問い合わせください。

問合せ コミュニティ推進課

内線20024・20025